

第3次やまなし食育推進計画（素案）の概要

第2章 食育をめぐる本県の現状と課題

- ◇**食生活と健康の状況**
- ・習慣的な朝食の欠食は、男性12.7%、女性5.5%と改善しかし、男性、女性とも30歳代は悪化
 - ・中学生以下の孤食は改善。しかし、中学生は3.6人に1人と依然高い
 - ・野菜摂取量350g以上の目標は達成。食塩摂取量 8g未満の目標は未達成
 - ・高校生以下の肥満傾向児の出現率は、全国より高い
 - ・生活習慣病（がん、心疾患、脳血管疾患）による死因要因は 50.4%
- ◇**農林畜水産業の状況**
- ・農業生産額は、900億円程度で横ばい
 - ・地産地消の拠点である直売所数は、118箇所

◇第2次やまなし食育推進計画（平成23～27年度）の達成状況

（項目）	（目標数値）	（H27見込）
1 朝食の欠食を減らす(子ども14歳以下)	0%に近づける	1.0%
2 朝食の欠食を減らす(男性20歳代)	15%以下	15.4%
3 朝食の欠食を減らす(男性30歳代)	15%以下	25.0%
○4 食事バランスガイド等の周知(15歳以上)	55%以上	57.8%
5 メタボリックシンドローム予防のため食事や運動の実践(15歳以上)	50%以上	26.8%
○6 朝食の孤食率(子ども14歳以下)	12%以下	12.3%
○7 地産地消サポーター登録数	1,500人以上	1,540人
○8 学校給食における地場産物の使用割合(食材ベース)	30%以上	30.0%
○9 学校の「食に関する指導全体計画」の作成割合	100%	100%
○10 食育推進ボランティア登録数	5,500人	5,500人
○11 市町村の食育推進計画の策定・実施割合	100%	100%

※○は、達成見込みの目標数値

◇食育に関する県民意識の推移（県政モニターアンケート）（H22 → H26）

- ・食育の認知度 93% → 95%
- ・食育への関心度 89% → 89%
- ・食育活動の実践 59% → 51%

◇外部環境の変化

1 社会構造の変化

- ・少子化、高齢化の進展 ・単身又は夫婦で住む高齢者世帯の割合が増加
- ・女性の社会進出が進み、共働き世帯が増加傾向

2 ライフスタイルの多様化による食生活の変化

- ・食事の準備にかけられる時間が減少 ・食の外部化・簡素化が進展・定着
- ・20歳代～30歳代の若い世代で、食育活動の実践の値が低い傾向
- ・食料の消費は、米、魚介類が減少し、肉や菓子類が増加する傾向が継続
- ・農林漁業の体験活動は、消費者の食や農林水産業の理解増進に有効
- ・和食のユネスコ無形文化遺産登録を契機に、和食志向の維持・増進が重要

第1章 計画策定について

策定の趣旨：第2次やまなし食育推進計画(H23～27)の評価と課題の把握を行い、社会情勢や環境の変化を踏まえ、今後5年間の食育推進の方向性を明らかにする

位置づけ：①食育基本法に基づく計画
②総合計画の部門計画。他の県計画等との整合
③関係者の連携・協働による取り組みの総合的指針

計画期間：平成28～32年度（5年間）

第3章 基本的な考え方

基本目標：すべての県民が、生涯を通じて心身ともに健康で生き生きと暮らしていくため、山梨の風土や文化等の特性を活かしながら、「食」の大切さの意識を高め、健全な食生活の実践と豊かな人間性を育てる

第4章 食育推進に関する施策の展開

1 生活の場面やライフステージに応じた切れ目のない食育の推進

(1)家庭における食育の推進

- ・子どもの基本的な生活習慣の形成
- ・望ましい食習慣や知識の習得 等

(2)学校、保育所等における食育の推進

- ・学校給食の充実 ・保育所等での食育の推進
- ・大学と連携した食育推進 等

(3)地域における食育の推進

- ・栄養バランスが優れた日本型食生活の実践
- ・健康寿命の延伸につながる食育推進 等

2 地産地消の推進や生産者と消費者との交流の促進、食文化の継承

- ・地産地消の推進 ・山梨ブランドの形成支援
- ・都市と農山村との交流の促進 等

3 食育県民運動の展開

- ・ボランティア活動等民間の取り組みへの支援、表彰等
- ・市町村食育推進計画との連携 ・県民理解の増進
- ・食品関連事業者による食育推進 等

4 食品の安全性や栄養等の食生活に関する情報の提供

- ・わかりやすい情報の提供 ・食品表示の適正化の推進
- ・リスクコミュニケーションの充実 等

第7章 目標指標（H32目標値）

（施策区分）	（指標項目）	（現状（H26））	⇒	（目標数値（H32））
1-(1)	1 朝食を毎日食べる子ども（中学校3年生）の割合	男子85.4%	⇒	88%以上
		女子84.7%	⇒	88%以上
	2 朝食を週3回以上食べる若者（20～39歳）の割合	78.8%	⇒	85%以上
	3 家族と毎日、夕食を食べる子ども（小学校6年生）の割合	男子79.4%	⇒	85%以上
		女子83.7%	⇒	85%以上
1-(2)	4 小中学校における農業体験の延べ実施回数	3,715回	⇒	3,800回以上
1-(3)	5 県民（20歳以上）の1日の食塩摂取量	10.5g	⇒	8.6g未満
	6 運動や食生活等の生活習慣の改善に取り組んでいる人の割合（40～59歳）	36.8%	⇒	50%以上
2	7 学校給食における地場産物の使用割合(食材ベース)	25.7%	⇒	30%以上
	8 山梨県食育推進協議会の構成団体が実施する伝統的な食文化継承活動の参加人数	13,361人	⇒	14,000人以上
3	9 食育推進応援団の登録事業所数	249箇所	⇒	275箇所以上
	10 食育推進ボランティア（食生活改善推進員を除く。）の登録人数	1,284人	⇒	1,400人以上
	11 食育推進月間中に市町村が実施する啓発活動数	109件	⇒	120件以上
4	12 食の安全・安心ポータルサイトへのアクセス数	9,867件	⇒	12,000件以上

(国)食育基本法(H17.7施行)

第17条 都道府県食育推進計画の作成

(国)第3次食育推進基本計画(策定中)(計画期間:H28～32)

第6章 計画の推進

- ・**推進体制：**県 ⇒ 食の安全・食育推進本部
民間・行政 ⇒ 食育推進協議会
- ・**関係者の役割：**県民一人ひとりが実践主体
教育関係者、生産者・事業者、市町村等の連携
- ・**計画の進行管理、必要に応じた見直し**

第5章 重点施策

- ①塩分摂取を控え、栄養バランスのとれた日本型食生活を推進し、県民の健康寿命の延伸につなげる
- ②郷土食や行事食などの食文化を継承する取り組みを促進する
- ③食育県民運動を展開する